

## 保険外負担に関する事項

### ・180日超入院に係る保険外併用療養費について

入院期間（今回の入院以前3ヶ月以内に同一の傷病で当院または他の医療機関に入院していた期間を含む）が180日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合を除き保険外併用療養費の対象となり、入院基本料の15%を180日超に係る保険外の『選定療養費』として下記の料金を自己負担していただきます。

この場合、入院基本料の85%については保険対象となりますが、この部分についての保険の自己負担割合に応じて自己負担していただきます。

#### <180日を超えて入院する場合>

一般病棟 入院基本料 (急性期一般入院料3)	入院基本料の15%	入院基本料の85%	
	選定療養費	保険対象	
	2,816円	自己負担 (一部負担金)	保険者

#### 180日超入院でも保険外併用療養費の対象外になる場合

1. 病院（診療所）を退院された日から起算して3ヶ月以上病院（診療所）に入院されなかった場合
2. 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設等に入所（入院）されていた場合
3. 前回の退院から3ヶ月以内の入院であっても前回と今回の入院が全く別の病気である場合
4. 難病や重症等の厚生労働大臣が定められた疾患や状態で入院されていた場合

### ・セカンドオピニオン料

他の病院もしくは診療所において診療を受けているもの又はその家族等が、その診断等について意見を聞くための相談料

- 1件につき、相談時間が30分まで 13,800円  
30分を超える場合 13,800円+ (30分までごとに6,900円を加算)

### ・医師面談料

保険会社や弁護士等からのご依頼により、医師が診療内容や症状等についてご説明する際にかかる面談料

- 1件につき、相談時間が30分まで 6,300円  
30分を超える場合 6,300円+ (30分までごとに6,300円を加算)

### ・死後処置料

ご遺体からの体液の漏出を防ぎ、生前の面影を可能な範囲でとり戻し自然で安らかな姿に整えることを目的に、専用の用品で処置を行うものです。なお、これは強制ではありません。

- 死後処置料A 6,400円（咽頭用・直腸用・腔用・化粧品）  
死後処置料B 5,800円（咽頭用・直腸用・化粧品）  
死後処置料C 3,970円（化粧品）

### ・外国人患者の方の診療等料金

日本国籍を有さず、海外に生活の拠点を置き、かつ日本国内で有効な公的医療保険に加入していない患者様の診療等料金については、医科診療報酬点数表及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準に定める額又は点数に3.10を乗じて得た額に消費税が課される診療等の料金については、その額に100分の110を乗じて得た額。